

令和7年 多賀町議会6月第2回定例会会議録

令和7年6月3日（火） 午前9時30分開会

◎出席議員（10名）

1番	小島	櫻	君	6番	川岸	真喜	君
2番	一之瀬	浩治	君	7番	富永	勉	君
3番	大谷	重温	君	8番	山口	久男	君
4番	近藤	勇	君	9番	神細工	宗宏	君
5番	木下	茂樹	君	10番	菅森	照雄	君

◎欠席議員（0名）

なし

◎説明のため出席した者の職氏名

町長	久保久良	君	産業環境課長	野村博	君
教育長	山中健一	君	地域整備課長	飯尾俊一	君
会計管理者	岡田伊久人	君	学校教育課長	伊東瑞江	君
企画課長	藤本一之	君	教育総務課長	谷川嘉崇	君
総務課長	本多正浩	君	生涯学習課長	竹田幸司	君
税務住民課長	小菅俊二	君	監査委員	寺西久和	君
福祉保健課長	林優子	君			

◎議会事務局

事務局長 大岡まゆみ 書記 西村俊之

◎議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定（6月3日～18日 16日間）
日程第3	諸般の報告
日程第4	行政報告
日程第5	総務常任委員長報告
日程第6	産業建設常任委員長報告
日程第7	承認第28号 専決処分事項の承認を求めることについて (多賀町税条例の一部を改正する条例)
日程第8	承認第29号 専決処分事項の承認を求めることについて

- (多賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第9 承認第30号 専決処分事項の承認を求めることについて
(令和6年度多賀町一般会計補正予算(第10号))
- 日程第10 承認第31号 専決処分事項の承認を求めることについて
(令和6年度多賀町介護保険事業特別会計補正予算
(第6号))
- 日程第11 報告第32号 令和6年度繰越明許費繰越計算書について
(多賀町一般会計)
- 日程第12 報告第33号 令和6年度多賀町水道事業会計予算繰越計算書につい
て
- 日程第13 議案第34号 子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内
閣府令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につ
いて
- 日程第14 議案第35号 令和7年度多賀町一般会計補正予算(第1号)につい
て
- 日程第15 議案第36号 令和7年度多賀町介護保険事業特別会計補正予算(第
1号)について

(開会 午前 9時30分)

○議長(菅森照雄君) ただ今から、令和7年6月第2回多賀町議会定例会を開会いたします。

○議長(菅森照雄君) 本定例会に町長より提出されました案件は、承認案4件、報告案2件、議案3件であります。

なお、本日の議事日程を別紙のとおり定めましたので、ご審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

(開議 午前 9時31分)

○議長(菅森照雄君) ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長(菅森照雄君) 日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、

7番 富永 勉 議員 8番 山口 久男 議員
を指名いたします。

○議長(菅森照雄君) 日程第2 「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る5月23日開催の議会運営委員会において、本日6月3日から18日までの16日間に決定していただいておりますので、そのようにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(菅森照雄君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から18日までの16日間に決定しました。

○議長(菅森照雄君) 日程第3 「諸般の報告」を行います。

次の2点について報告いたします。

第1点目は、2月、3月、4月に実施された出納検査および定期監査の結果については、お手元に配布しておりますとおり、報告がありました。

第2点目は、議員派遣については、お手元に配布しております報告書のとおり、議員派遣を行いました。

これで諸般の報告を終わります。

○議長(菅森照雄君) 日程第4 「行政報告」を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

久保町長。

〔町長 久保久良君 登壇〕

○町長（久保久良君） 本日、令和7年第2回多賀町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には公私何かとご多用の中ご出席賜り、厚く御礼申し上げます。

まず初めに、去る5月15日、マイナンバーカードの更新事務にあたり、更新前のマイナンバーカード1枚を紛失しましたことに対しまして、住民の皆様、関係者の皆様には大変ご心配とご迷惑をおかけし、心よりおわび申し上げます。今後このような事案が発生しないよう、マイナンバーカードを取り扱う際の業務体制を見直し、再発防止、信頼回復に向け、鋭意努めてまいります。

次に、5月18日には、今年度滋賀県で開催されます国スポ・障スポ2025のデモンストラーション競技として、モルック大会を開催しました。天候により当初予定しておりましたニュースポーツ大会やおもてなしコーナー、いきいきライフ体験塾につきましては同時開催できませんでした。県内のみならず県外の参加も含め、34チームにご参加いただき、盛況裏に終わったものと感じております。スポーツ推進委員さんはじめ、多くの皆様のご協力に感謝申し上げます。

さて、本定例会に提出いたしました議案は、合わせて9議案でございますが、いずれも重要な議案でございますので、慎重なご審議をいただき、適切にご決議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、施策の実施状況ならびに最近の行政についてご報告申し上げます。

初めに、現時点での令和6年度一般会計決算見込みについてご報告いたします。詳しくは9月定例会に決算として提出しご説明いたしますので、現時点での見込みについて申し上げます。

令和6年度一般会計の歳入決算見込額は約61億6,200万円、歳出決算見込額は約58億8,800万円となる見込みであります。歳入歳出差引、約2億7,400万円となり、うち令和7年度に繰り越すべき一般財源約1,700万円を除きますと、実質収支は約2億5,700万円となる見込みであります。

次に、各所管での取組であります。

企画課所管では、町制70周年におけるキャッチフレーズを「町制70周年 未来へつなげ多賀のまち」に決定し、記念ロゴマークにつきましては、県内外より応募総数51点の中から選定をさせていただきました。町の封筒など、あらゆる機会を通じ活用するなどPRしてまいりたいと考えております。また、メイン行事となります記念式典は、11月22日土曜日、多賀結いの森、ささゆりホールにて開催することとしており、これまで多賀町発展への功績が顕著である方々への表彰や記念アトラクション等を実施し、町民の皆様とともに、町制70周年を祝福したいと考えております。そのほか、年間を通じまして、各課におきましても記念イベント等を展開していく予定であります。

次に、税務住民課所管の国民健康保険事業についてであります。平成30年度以来、

7年間据置きしてまいりました保険税率につきまして、近年の医療費の増加や団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行などによる加入者の減少を踏まえ、増額改定をさせていただきます。今後も、安心、安定して国民健康保険制度をご利用いただけるよう、事業の健全な運営と円滑な執行に努めてまいります。

次に、福祉保健課所管では、高齢者福祉の新規事業として、買い物移動支援サービス事業に着手いたしました。町内の75歳以上の方で、移動手段がなく、買物に行くことが困難な方を対象に、町が指定する店舗までの移動支援を実施するものであります。4月から民生委員児童委員協議会や区長会をはじめ、町内の各福祉会や老人クラブの代表者会議などにおいて事業の周知に努めており、現在、利用登録申請を受付中であります。毎月第2、第4木曜日の午後に予定しており、6月12日からスタートいたします。

また、認知症カフェと題して、認知症の方々やその家族、支援者である地域の皆様が気軽に集まり、安心して過ごせる居場所づくりとして、町内2か所におきまして定期的に開催しております。介護を抱えておられる方や介護の経験者、また認知症、キャラバンメイトのメンバーの方々に参加いただき、皆さんからほっとする温かい場所になっていると感謝の声を頂いております。認知症は人ごとではなく、身近な問題であり、今後も引き続き認知症になっても地域で支え合い、安心して暮らせるまちづくりに取り組んでまいります。

もう一つ、5月17日付で日本高血圧学会から高血圧ゼロのまちづくりモデルタウンとして承認をいただきました。現在、全国で17自治体が参加しており、滋賀県内では初めてとなります。脳卒中や心筋梗塞の原因となる高血圧予防への取組が大きな健康課題となっていることから、血圧のことを知り、血圧を下げる、上げないを目標に、全世代型の健康づくりの取組を推進してまいります。

次に、産業環境課所管では、国の地方創生臨時交付金を活用した物価高騰対策として、農業者、酪農者、小規模事業者の皆様には交付件数270件、総額1,955万円の支援を行い、おのおの経営への一助にさせていただけたものと考えております。とりわけ農業施策では、地域の農地の現状を把握し、どのように守り、引き継いでいくのかを示す地域計画が19の地域において策定されました。各地域での話し合いを通じ、担い手がいる地域では農地の集積、集約化、担い手がおられない地域では、ほかの地域の担い手と互いに連携していくかなど、数多くの課題が明らかとなり、農業委員会としても課題解決に向けた取組を進め、多賀町の魅力であります美田、農地をしっかりと守ってまいります。

最後に、教育委員会所管であります。多賀小学校の児童の増加に対応するため、昨年度実施をいたしました南校舎棟の増築工事につきまして、予定どおり完了しました。この4月からは、4年生が教室として利用し、元気に学校生活を送っております。

また、多賀中学校における給食の食物アレルギー対策、特に卵アレルギーの対応につきましては、従来、弁当持参等により対応しておりましたが、今年度から専用の調理、

提供体制を整え、対象生徒に給食を提供するとともに、保護者の負担軽減についても図れたものと考えております。引き続き、子どもたち一人一人に寄り添った給食の提供に努めてまいります。

各小中学校の状況であります。4月より教頭3名が新たに着任するなど新しい体制の中で、全教職員がそれぞれの学校の教育方針を共通理解し、目標の実現に向けた取組をスタートしました。年度当初の学習参観では、多くの保護者にご参観をいただき、進級した子どもたちが元気で頑張る姿を見ていただくことができました。

また、4月23日には、東京の国立オリンピック記念青少年総合センターにて、長年にわたる図書館の活動、特に子ども読書への取組が評価され、文部科学大臣表彰を受賞しました。この表彰は、学校との協力や連携を通じ、子どもたちの読書活動を推進してきた成果が認められたものであります。図書館の取組が全国的に評価されることは大変光栄であり、今後の活動への励みになったところであります。今回の表彰を契機にして、より一層、子どもたちが読書を通じ、豊かな感性や思考力を育むことができるよう、学校や地域と連携しながら様々なイベントや展示を企画、実施してまいります。

以上、6月議会定例会の開会にあたり、行政の近況についてご報告を申し上げ、挨拶とさせていただきます。

なお、本日提案をさせていただく議案につきましては、時間の関係上、説明を割愛させていただきますが、提案の都度、ご説明申し上げますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅森照雄君） これで行政報告を終わります。

○議長（菅森照雄君） 日程第5 「総務常任委員長報告」を行います。

閉会中における継続調査の結果について報告を求めます。

4番、近藤勇総務常任委員長。

〔総務常任委員長 近藤勇君 登壇〕

○総務常任委員長（近藤勇君） それでは、閉会中における総務常任委員会の調査結果を会議規則に基づきまして報告をさせていただきます。

去る5月15日午前9時より、委員5名と執行者側より町長、教育長、学校養育課長、教育総務課長、生涯学習課長、文化財センター長の出席を求め、委員会を開催いたしました。

今回の調査では、教育委員会所管事務調査として、多賀町の教育行政の方針、2点目、教育総務課、学校教育課所管の事業概要、3点目、生涯学習課所管の事業概要、ならびに4点目で、現地視察として多賀小学校、あけぼのパーク多賀について説明を求め、質疑応答を行いました。

最初に、教育長から、多賀の教育行政についての教育方針として、家庭、地域、関係機関と連携、協力し、信頼される安全安心な学校、園づくりの推進に努めていると説明

がありました。

次に、学校教育課長、教育総務課長から、就学前教育、子育て支援事業、学校教育、教育振興等について説明がありました。

引き続き、質疑に入りました。主なものを報告をさせていただきます。

委員から、ささゆり保育園のエアコン更新の7年リースについての予算額253万6,000円を3か月払うのか、7年間月々払うのかの問いに、エアコン更新事業については7年リースになる。工事完成を12月末と見込んでおりますので、今年度の支払額は1から3の3か月分で253万6,000円となっていると。年間では、約1,014万4,000円となっているとのことでした。また、工事として処理をすると1億円近くの費用がかかるということから、7年間のリース契約としたとの答弁がございました。

委員から、給食の材料費の高騰に伴う給食費の増額は考えているのかとの問いに、国の補助金等、活用できるものを精査し、現行を維持していく旨、答弁がございました。

委員から、短時間勤務制度の説明があったが、保育士、一般行政職の活用状況はの問いに、朝1時間遅れの出勤、帰りに1時間早く退勤と、合わせて2時間取得する者が一般的となっていると答弁がございました。

委員から、教育委員の定例会議等についての問いに、4名の委員および教育長の調整をし、月1回の定例会議を開催している。議題としては、教育委員会規則等の改正や年度当初には、今年度の事業方針等の説明に合わせ、審議をしていただいていると答弁がありました。

委員から、通学バスのバス停について、佐目地区のバス停は賃貸契約、年間数万円を2名の方と締結していると伺っているが、愛のりタクシーの停留所を利用するのであれば、賃貸借の契約は不要と思われるがの問いに、今年度は必要ないが、再度必要になることも考え、一方的に契約解除することもできない状況となっていると答弁がありました。

引き続き、多賀小学校の増築改修後の教室を視察いたしました。

その後、あけぼのパーク多賀において、生涯学習課長、参事から事業概要の説明を受けました。

委員から、あけぼのパーク多賀の有料入館者数は、ここ数年で1,000人台から2,000人台に増えているが、その理由はの問いに、コロナ対応が緩和されたことによるものと考えていると答弁がありました。

委員から、観光事業の紹介とあるが、どの程度の効果があるのか、また、その仕組みはあるのかの問いに、観光協会と連携を取り、観光客が多賀を巡るときに博物館を紹介していただくようお願いしている旨、答弁がありました。

委員から、図書館事業の子育て世代への取組が掲げられているが、その状況についての問いに、お話し会や赤ちゃんタイムを設けるなど、子どもと来られても気兼ねなく過

ごせる方策を設定していると答弁がありました。

委員から、各施設の利用について、若者からお年寄りまで誰もが平等に活用できる方向を検討できないかの問いに、勤労者体育センターの使用ができなくなったことから、予約しづらい状況となっている。理由は、スポーツ少年団、あるいはスポーツ協会が優先して予約できることによるものであり、一般利用者にご不便をおかけしている。スポーツの在り方検討委員会でも、一番の大きな課題として取り組んでいく旨、答弁がありました。

委員から、グラウンドゴルフ場の開館時間を早め、使用できるようになったが、その効果はの問いに、グラウンドゴルフ連盟からの要望により実施しており、一定の効果はあると思っているが、夏場を考えたらもっと早く開場することも考えていかなければならないと答弁がありました。

委員から、町制70周年事業でなんでも鑑定団の開催とあるが、開催日はいつかの問いに、11月9日曜日に開催することになったと答弁がありました。

委員から、コンサートの開催についての問いに、秋以降の開催になろうと考えているが、できれば航空自衛隊の音楽隊などお願いできないか交渉中である旨、答弁がございました。

以上で、閉会中における総務常任委員会の調査は終了いたしました。その結果報告いたします。

以上でございます。

○議長（菅森照雄君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長（菅森照雄君） 日程第6 「産業建設常任委員長報告」を行います。

閉会中における継続調査の結果について、報告を求めます。

8番、山口久男産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 山口久男君 登壇〕

○産業建設常任委員長（山口久男君） 閉会中における産業建設常任委員会の所管事務調査報告を行います。

5月16日午前9時より、委員全員と議長、執行者側より町長、飯尾地域整備課長、岸本地域整備課長補佐および渡邊地域整備課長補佐の出席を求め、委員会を開きました。

まず、地域整備課所管について、令和7年度地域整備課所管の道路河川係事業および前年度からの繰越事業、令和7年度上下水道事業、令和7年度湖東土木事務所所管土木事業について説明を受けました。

令和7年度地域整備課所管の道路河川係事業についてです。（1）多賀スマートインターチェンジアクセス道路上り線では、町単独事業分としてのNEXCO事業負担金、

(2) 通学路では、①町道多賀月之木線で、箇所は福祉会館前の未歩道部分の道路改良工事、工事設計、用地測量、用地補償、②町道敏満寺本線で、箇所は敏満寺、尼子地先の道路標示等、(3) 交通安全対策では、①多賀公園横のカーブミラー設置、②町道多賀月之木線で、箇所はささゆり保育園横の路面標示、③谷田団地内町道の外側線引き直し、路面標示、(4) 道路維持補修では、町道小森池線で箇所は富之尾、町道四手多賀北戦で箇所は四手です。町道多賀絵馬通り線で箇所は多賀区内の3路線ほかで舗装補修など、(5) 町事業急傾斜地では、萱原地区第4工区の落石防護、(6) 地籍調査では、多賀地区、梨ノ木地区、(7) 橋梁の長寿命化は、5年に1回橋梁を総点検するもので、町内全149橋のうち、令和6年度は94橋実施済みで、令和7年度に残り54橋についての橋梁点検を行い、令和8年度に修繕計画を策定するものであります。

次に、前年度からの繰越分についてです。(1) 多賀スマートインターチェンジアクセス道路上り線では、事業負担金、土地借地料、工事費、(2) 地籍調査では、土田地区で面積0.06㎏を実施するものであります。

次に、令和7年度上下水道事業について、(1) 老朽管更新事業として、多賀区配水管第2工区布設替工事、(2) 施設整備は、檜崎地区舗装本復旧工事、そして、県道多賀醒井線舗装本復旧工事、町道多賀高宮線舗装本復旧工事、中川原地区新井戸調査業務委託、多賀北交差点から久徳南交差点の布設替設計業務委託であります。

次に、令和7年度下水道事業についてです。(1) 施設整備は、大滝小学校マンホールトイレ整備工事、川相3号マンホールポンプ場整備工事、中川原地区および多賀地区舗装本復旧工事であります。

次に、令和7年度湖東土木事務所所管土木事業計画概要についてであります。湖東土木事務所所管の道路関係では、(1) 県道佐目敏満寺線(多賀スマートインターチェンジ)、補助道路整備事業で、現道部の歩道整備です。(2) 県道多賀永源寺線は、樋田地先の補助道路整備事業での道路詳細設計、橋梁詳細設計、補償調査に着手、(3) 県道多賀醒井線で、補助道路整備事業での道路拡幅工事(栗栖、甲頭倉工区)に着手。次に、測量、設計、用地取得の推進については、久徳、栗栖、下村工区です。(4) 国道307号多賀、敏満寺の補助道路整備事業での道路詳細設計、用地測量の推進、用地補償交渉の着手、(5) 国道306号、多賀・久徳歩道整備で用地補償交渉、橋梁工事着手、(6) 国道306号大君ヶ畑地先の災害防除工事の継続、(7) 国道306号、前谷橋の橋梁修繕工事、両宮橋の橋梁修繕のための詳細設計の実施、福寿橋橋梁耐震工事の継続、小原橋の橋梁修繕の詳細設計であります。

次に、河川関係では、(1) みずべみらい再生事業では、敏満寺地先太田川の浚渫、河川改良では芹川、犬上川の護岸工事であります。(2) 砂防関係では、①急傾斜地崩壊対策事業で、樋田地区での落石対策工事、大杉地区での高エネ柵工事、佐目地区での地質調査、詳細設計、用地測量、立木補償調査、②通常砂防では、犬上川支流で富之尾、藤瀬での堰堤工事、大君ヶ畑および栗栖での堰堤工事のための詳細設計および地質調査、

(3) 維持補修では、佐目、細谷の浚渫工事であります。

以上の事業概要説明の後、萱原地区の急傾斜地崩壊対策事業（第4工区）、多賀地区の多賀福祉会館前、町道多賀月之木線歩道整備工事予定の現地視察を行いました。

以上の視察の後、質疑を行いましたので、以下、質疑の主なものについて申し上げます。

多賀福祉会館前の未歩道部分の歩道整備について、多賀小学校の半数以上の児童の通学路となっており、今年度中に歩道整備が完了できないのかとの質疑に対し、今年度中に完成できるように努力したいとの答弁がありました。

大杉地先の急傾斜地工事についての質疑に対し、高エネ柵工事で土砂流出に耐えられる工法で、詳細については県と町との調整会議の中で再度確認する予定です。第1工区と第2工区に分け、工期は6年間の予定で、施工箇所は大杉公民館の裏側ですとの答弁がありました。

次に、マンホールトイレの設置に関する質疑に対し、今回の大滝小学校でマンホールトイレの整備について、これは常設ではなく、災害等緊急時に組み立てるトイレの設置であり、トイレを設置するため、地面に穴を空け、下水道管に流れるように、管工事を実施するものですとの答弁がありました。

以上で閉会中における産業建設常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

○議長（菅森照雄君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長（菅森照雄君） 日程第7 「承認第28号 専決処分事項（多賀町税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

小菅税務住民課長。

〔税務住民課長 小菅俊二君 登壇〕

○税務住民課長（小菅俊二君） 「承認第28号 専第1号 多賀町税条例の一部を改正する条例」につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和7年3月31日付をもって専決処分させていただきましたので、同条3項の規定によりご報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

本条例は地方税法等の一部を改正する法律等が令和7年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、多賀町税条例の一部を改正する必要があるため、また、商品であって使用しない軽自動車等に対する軽自動車税の課税免除に係る規定を設けるため、所要の改正を行うものでございます。主な改正は、個人住民税の特定親族特別控除の創設、軽自動車税の種別割の課税免除の新設、軽自動車税の種別割の標準税率に係る二輪車の車両区分の見直し、加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例の

新設でございます。

議案書の2ページをお願いいたします。

第18条は、公示送達について、電子計算機を用いる方法の定義を示した省令改正に伴い改正するものです。

第18条の3は、納税証明事項について、第18条の改正に伴い規定を整備するものでございます。

第34条の2は、所得控除について、控除すべき金額について、特定親族特別控除額を追加するものです。

第36条の2第1項は、町民税の申告について、特定親族特別控除の創設に伴い規定を整備するものです。

第36条の2第10項は、町民税の申告について、項ずれに伴い改正するものです。

第36条の3の2第1項は、個人の町民税に係る給与所得者の扶養控除等申告書について、記載事項に特定親族を追加するものでございます。

第36条の3の3第1項は、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書について、特定親族特別控除の創設に伴い規定を整備するものでございます。

第63条の2は、項ずれに伴い改正するものです。

議案書の3ページをお願いいたします。

第81条の9は、種別割の課税免除について、商品であって使用しない軽自動車等に対しては、軽自動車税の種別割を課さないことの規定を新設するものでございます。

第82条は、種別割の税率について、軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに伴う税率の区分の改正を行うものです。

第89条第2項は、種別割の減免について、項ずれと軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに伴い規定を整備するものでございます。

第90条第2項、第3項の身体障がい者等に対する種別割の減免について、マイナ免許証の運用開始に伴い規定を整備するものです。

第139条の3の特別土地保有税の減免について、第149条の入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告については、項ずれに伴い改正するものでございます。

付則第10条の2は、法付則第15第2項第1号等の条例で定める割合について、項ずれに伴い改正するものです。

付則第10条の3は、新築住宅に係る固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について、特定マンションに係る特例について、申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用できることの規定の新設と項ずれに伴い改正するものです。

付則第16条の2の2は、加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例について、国のたばこ税における見直しに伴い措置を講ずることとした規定を新設するものでございます。

付則につきましては、令和7年4月1日以降に施行される部分の改正とし、経過措置を規定しているものでございます。多賀町税条例の一部を改正する条例についての説明は、以上でございます。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（菅森照雄君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「承認第28号 専決処分事項（多賀町税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて」は、承認することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菅森照雄君） ご着席ください。起立全員であります。よって、承認第28号は承認することに決定しました。

○議長（菅森照雄君） 日程第8 「承認第29号 専決処分事項（多賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

小菅税務住民課長。

〔税務住民課長 小菅俊二君 登壇〕

○税務住民課長（小菅俊二君） 「承認第29号 専第2号 多賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和7年3月31日付をもって専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定によりご報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

本条例は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が令和7年2月7日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案書の8ページをお願いいたします。

第2条は、国民健康保険税の課税額について、基礎課税額（医療分）に係る課税限度額を現行の65万円から66万円に引き上げ、後期高齢者支援金等課税額（支援分）に係る課税限度額を現行の24万円から26万円に引き上げるものでございます。

第23条は、国民健康保険税の減額について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準額について、現行の29万5,000円から30万5,000円に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準額について、現行の54万5,000円から56万円に引き上げるものでございます。

付則につきましては、令和7年4月1日から施行し、適用区分を規定するものでござ

います。

説明は以上でございます。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（菅森照雄君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「承認第29号 専決処分事項（多賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて」は、承認することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菅森照雄君） ご着席ください。起立全員であります。よって、承認第29号は承認することに決定しました。

○議長（菅森照雄君） 日程第9 「承認第30号 専決処分事項（令和6年度多賀町一般会計補正予算（第10号））の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

本多総務課長。

〔総務課長 本多正浩君 登壇〕

○総務課長（本多正浩君） 「承認第30号 専第3号 令和6年度多賀町一般会計補正予算（第10号）」について、ご説明申し上げます。

議案書11ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、第1条に記載のとおり、既定の歳入歳出予算の総額から4,064万8,000円を減額し、令和6年度一般会計最終予算を歳入歳出それぞれ59億9,542万5,000円としたものでございます。

この補正予算は、年度末におきまして、歳入歳出ともに各款において精算を行ったうえで収支額の調整をしたもので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、去る3月31日付をもって専決処分させていただきましたので、議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

第2条の地方債補正は、17ページ、第2表地方債補正のとおり、まず、廃止では財政状況を勘案し、必要以上の借入れを行わないことで、将来に向かっての起債残高を抑制できるよう、普通交付税における財政措置がない起債、4事業、合計7,260万円につきまして、借入れを行わないこととしたものでございます。

18ページ、起債の変更につきましては、事業実績に合わせて精算し、3事業につきまして起債発行額を減額したものでございます。

それでは、21ページ、歳入から主なものについてご説明申し上げます。

10款の地方譲与税から23ページ、37款の新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金まで、それぞれ額の確定により予算額を調整させていただいたものでございます。

中でも、23ページ上段、25款地方交付税は、特別交付税の確定額に合わせ1億2,333万4,000円を増額し、結果3億2,333万4,000円の交付を受けております。特別交付税としましては、令和5年度の交付額より約2,700万円の増額交付となりました。これは、スマートインターチェンジ整備費や大雪対応による除雪経費等の特殊事情が一定考慮、反映されたものと考えております。

普通交付税を合わせた交付税総額は15億9,910万6,000円となり、うち普通交付税は12億7,577万2,000円となっております。

次に、24ページ、50款の国庫支出金から25ページ、55款県支出金までは、各事業実績に基づき、それぞれの補助金の調整を行い、国庫支出金では計1,320万円の減額、県支出金では計1,858万円を減額しております。

26ページ、65款寄附金では、ふるさと納税寄付分でございます。年度末の状況を勘案し1,000万円の追加をさせていただき、最終予算を2億9,800万円としたものでございます。

70款繰入金、社会福祉基金繰入金につきましては、福祉医療事業における小中高校生分の扶助費、給付額が増額となり、その財源分204万7,000円を増額しております。

75款繰越金は、令和5年度決算における実質収支額2億7,116万9,000円を全額精算したものでございます。

80款諸収入では、収入実績に合わせ、計2,828万1,000円を減額いたしました。

85款町債につきましては、第2表の地方債補正のとおり、合計1億5,280万円を減額し、借入額を抑制いたしました。

続いて、歳出につきましてご説明いたします。

28ページ、10款総務費では、それぞれの事業での精算を行い、総額では5,061万6,000円を減額補正いたしました。

特に、5目一般管理費中、12節委託料においては、ふるさと納税寄付額の増額に合わせ、ふるさと納税業務委託料につきまして、寄付額として補正いたしました1,000万円の2分の1、500万円を増額補正しております。

次に、31ページからの15款民生費では、それぞれの事業実績によりおおむね減額精算しておりますが、32ページ、上段、児童福祉費の返還金につきましては、令和4年度、5年度におきまして交付を受けた出産子育て応援交付金が過大交付となっておりましたため、その返還分として213万5,000円を増額補正しております。民生費

総額としましては、7,723万9,000円を減額補正しております。

次に、34ページ、20款衛生費におきましては、保健事業費での新型コロナワクチン委託料、塵芥処理費での廃棄物収集業務委託料などを減額精算しております。追加分としましては、10目保健事業費、国庫返還金として、令和5年度において交付を受けました新型コロナワクチン関係の交付金につきまして、過大交付となっていたため674万1,000円を増額補正させていただいております。結果、衛生費総額では536万5,000円の減額となっております。

34ページ、下段からの25款農林水産業費におきましても、事業実績に合わせ減額精算し、886万7,000円の減額、35ページ、30款商工費では、補助金の不用額50万円を減額しております。

35ページ、下段からの35款土木費では、36ページ、10目道路橋梁維持費は、全て除雪対策費用でございまして、2月の大雪対応もあり、消耗品から企業除雪対策負担金まで、合わせて5,390万5,000円を増額させていただき、その他、河川費以降、減額項目もございしますが、土木費総額では1,888万1,000円を増額しております。

37ページ、40款消防費では常備消防費での彦根市消防への委託料の精算等で、消防費総額1,688万5,000円を減額しております。

38ページ、中段以降の45款教育費では、工事費の精算や通学バス運行委託料の減額など、小中学校費合わせて3,381万5,000円を減額いたしました。

40ページ、55款公債費では、利子等の精算で329万5,000円を減額しております。

最後でございしますが、60款諸支出金では、本補正での収支を調整し、ふるさと納税分につきましては、多賀町まちづくり基金に、歳入補正分1,000万円の2分の1、500万円を積み立てるとともに、公共施設の改修時の財源確保等、将来を見据え、公共施設維持管理基金に1億3,205万3,000円を積み立てるものでございます。

以上、令和6年度多賀町一般会計補正予算（第10号）、専決処分事項の報告とさせていただきます。ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（菅森照雄君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「承認第30号 専決処分事項（令和6年度多賀町一般会計補正予算（第10号）の承認を求めることについて」は、承認することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菅森照雄君） ご着席ください。起立全員であります。よって、承認第30号は承認することに決定しました。

○議長（菅森照雄君） 日程第10 「承認第31号 専決処分事項（令和6年度多賀町介護保険事業特別会計補正予算（第6号））の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

林福祉保健課長。

〔福祉保健課長 林優子君 登壇〕

○福祉保健課長（林優子君） 「承認第31号 専第4号 令和6年度多賀町介護保険事業特別会計補正予算（第6号）」につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、去る3月31日付で専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定によりご報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

議案書43ページをお願いいたします。

今回、令和6年度の介護保険事業の実績に伴い、歳入歳出額の過不足を精算させていただくもので、第1条記載のとおり、既定の歳入歳出予算総額から歳入歳出それぞれ2,767万3,000円を減額し、歳入歳出それぞれ8億7,221万5,000円とするものです。

それでは、事項別明細書にてご説明いたします。

議案書48ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、5款介護保険料の第1号被保険者保険料につきましては、当初の見込みより多かったことにより200万円の増額。

15款国庫支出金、介護給付費負担金につきましては、居宅介護サービス給付費等の給付費分の20%と施設介護サービス給付費分の15%の負担率相当額を合わせまして550万円の減額。

次に、調整交付金ですが、これは給付費の5.5%の給付率相当額となり165万円の減額、20款支払基金交付金は、第2号被保険者からの介護給付費交付金で、介護保険給付費の27%相当額、810万円の減額でございます。

49ページに移りまして、25款県支出金、介護給付費県負担金は、居宅介護サービス給付費等の給付費分12.5%と、施設介護サービス給付費分の17.5%の負担率相当額となりますが、合わせて425万円の減額、30款繰入金の介護給付費繰入金は介護給付費の町負担分12.5%相当額、375万円を減額、10目その他の一般会計繰入金につきましては、事務費繰入金149万円を減額、合わせて524万円を減額。

30款10項基金繰入金の介護給付費準備基金繰入金は576万2,000円を予定しておりましたが、不要となりましたので全額を減額、45款繰越金につきましては8

2万9,000円を増額したものでございます。

次に、50ページ、歳出についてご説明申し上げます。

5款総務費につきましては、介護認定調査費の認定調査に係る主治医意見書作成料および審査支払手数料が不足しまして6万8,000円の増額を。

10款介護給付費につきましては、給付費の実績に応じまして、まず、5目居宅介護サービス給付費では、最終的に当初の見込みを下回ったため1,000万円を減額、12目地域密着型介護サービス給付費は、主に、認知症グループホームの利用と通所介護サービスの給付費が見込みより下回り、500万円を減額、15目施設介護サービス給付費は、特に介護老人保健施設サービス給付費が大幅に減少し、1,000万円を減額。介護サービス等諸費合計で2,500万円を減額したものでございます。

次に、高額介護サービス費につきましては200万円の減額。

51ページに移りまして、特定入所者介護サービス費は、施設介護サービス費の給付費の減少に伴いまして、300万円を減額。

17款地域支援事業費につきましては、10目介護予防ケアマネジメント事業費におきまして、介護支援専門員の会計年度任用職員の報酬155万8,000円を減額いたしました。

20款基金積立金の介護給付費準備基金積立金につきましては381万7,000円を増額したものでございます。

以上、ご報告とさせていただきますので、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅森照雄君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「承認第31号 専決処分事項（令和6年度多賀町介護保険事業特別会計補正予算（第6号）」の承認を求めることについては、承認することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菅森照雄君） ご着席ください。起立全員であります。よって、承認第31号は承認することに決定しました。

暫時休憩をします。

再開は議場の時計で10時45分とします。

（午前10時33分 休憩）

(午前10時45分 再開)

○議長(菅森照雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第11 「報告第32号 令和6年度(多賀町一般会計)繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。

本案について、提案者の報告を求めます。

本多総務課長。

[総務課長 本多正浩君 登壇]

○総務課長(本多正浩君) 「報告第32号 令和6年度繰越明許費繰越計算書について」、ご説明申し上げます。

議案書52ページをお願いいたします。

令和6年度の一般会計の繰越事業につきましては、総務費、衛生費、農林水産業費、土木費、消防費、教育費、合わせて9事業で、総事業費2億4,469万2,000円のうち8,515万1,000円を令和7年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、ご報告させていただきます。

各事業の進捗に合わせ、議決いただいた金額以内で繰越額を確定させ、財源について調整させていただいたものでございます。

まず、総務費ですが、公共交通対策事業では、近江鉄道線を維持していくため、近江鉄道線管理機構に補助を行うもので、令和8年2月の交付を予定しております。

次に、戸籍振り仮名対応事業では、戸籍の氏名に振り仮名を付すためのシステム改修で、令和7年9月末を完了予定として進めております。

次に、衛生費、出産子育て応援事業では、当該交付金の支給に係るシステム改修で、令和7年9月末を完了予定としております。

次に、農林水産業費では、富之尾地先にあります前野池改修事業で、堤体の擁壁改修工事を現在実施しており、令和8年2月末を完了予定としております。また、林道下山線舗装補修事業につきましては、5月に完了いたしました。

次に、土木費では、スマートインターチェンジ上り線の整備事業および地籍調査事業で土田地区での実施となっておりますが、早期に完了できるよう進めてまいります。

次に、消防費および教育費についてですが、ともに車両購入となりますが、消防費では、多賀町消防団1の3団の消防ポンプ付積載車については、令和7年7月末、教育費での多賀小学校の通学バスにつきましては、令和7年8月末にそれぞれ納車予定でございます。

なお、財源の内訳につきましては、国県の補助金や地方債の特定財源と一般財源に分けて明記をさせていただいております。

以上、報告とさせていただきます。

○議長(菅森照雄君) これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

「報告第32号 令和6年度（多賀町一般会計）繰越明許費繰越計算書について」の報告を終わります。

○議長（菅森照雄君） 日程第12 「報告第33号 令和6年度多賀町水道事業会計予算繰越計算書について」を議題とします。

本案について、提案者の報告を求めます。

飯尾地域整備課長。

〔地域整備課長 飯尾俊一君 登壇〕

○地域整備課長（飯尾俊一君） 「報告第33号 令和6年度多賀町水道事業会計予算繰越計算書について」、ご説明申し上げます。

議案書53ページをお願いいたします。

令和6年度多賀町水道事業会計予算におきまして、その一部を繰越いたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、ご報告するものでございます。

事故繰越しを行いましたのは、水道会計予算では、水道事業費用の営業費用となり、事業名は大君ヶ畑浄水場ほか無停電電源装置修繕工事として49万1,000円で、繰越財源としましては、自己資金を充当するものでございます。

事業の内訳としましては、緊急時の電源確保により各浄水場の異常や配水量などのデータを中央監視（役場）で把握することができるもので、今回、大君ヶ畑浄水場・水谷加圧所の無停電電源装置の交換、ならびに役場中央監視設備にあります無停電電源装置用のバッテリーの交換を行うものであり、修繕予定の部品（UPS）の入荷が遅れているため繰越しを行ったものでございます。

なお、5月2日には工事が完了し、その後、竣工検査も合格しております。

以上、報告に代えさせていただきますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（菅森照雄君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

「報告第33号 令和6年度多賀町水道事業会計予算繰越計算書について」の報告を終わります。

○議長（菅森照雄君） 日程第13 「議案第34号 子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

谷川教育総務課長。

〔教育総務課長 谷川嘉崇君 登壇〕

○教育総務課長（谷川嘉崇君） 「議案第34号 子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について」、ご説明申し上げます。

本条例は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、町が条例で定めることとされている特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準について、令和7年1月31日に公布された子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令により、国の基準が一部改正されたことを受け、関係条例について所要の改正を行うものでございます。

対象となる条例は、多賀町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例および多賀町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例」の2つでございます。

議案書54ページから55ページ前段にかけてお願いいたします。

第1条では、多賀町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正で、連携施設における確保要件の緩和を規定するため、第42条を整理するものでございます。

保育内容支援に係る連携協力については、連携施設の確保が困難と認められる場合に、一定の要件を満たすことで、連携施設の確保を不要とすることができるようにします。

具体的には、連携協力者との役割分担と責任の所在の明確化、業務に支障が生じないよう必要な措置が講じられていることを条件といたします。

また、代替保育に係る連携協力につきましても同様に、連携施設の確保が困難である場合には、一定の条件を満たした連携協力者を確保しているか、または町長が必要な措置を講じても確保が困難である場合に限り、連携施設の確保を不要といたします。

付則第5条では、連携施設の確保に係る経過措置期間を現行の5年から15年に延長いたします。

続きまして、議案書55ページ後段をお願いいたします。

第2条は、多賀町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の改正規定でございます。

第6条の改正は、保育所等との連携について、特定教育・保育施設等と同様に、確保が困難な場合の要件緩和を行うものでございます。

議案書56ページをお願いいたします。第29条、第31条、第44条および第47条の改正では、家庭的保育事業所等における職員の配置基準を見直し、満3歳以上満4歳未満の児童においては、おおむね20人につき1人以上から15人につき1人以上へ、満4歳以上の児童については、30人につき1人以上から25人につき1人以上へと、より手厚い体制となるよう見直します。

付則第3条の改正は、こちらにつきましても、連携施設の確保に係る経過措置期間を

15年に延長するものでございます。

最後に、本条例の施行期日につきましては、公布の日としております。

以上、子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の提案説明とさせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（菅森照雄君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第34号 子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菅森照雄君） ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

○議長（菅森照雄君） 日程第14 「議案第35号 令和7年度多賀町一般会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

本多総務課長。

〔総務課長 本多正浩君 登壇〕

○総務課長（本多正浩君） 「議案第35号 令和7年度多賀町一般会計補正予算（第1号）」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書57ページをお願いいたします。

令和7年度に入り、間もない時期ではございますが、早急に対応させていただきたい行政需要が発生しましたので、補正予算措置をお願いするものでございます。

今回の補正につきましては、第1条記載のとおり、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億4,146万4,000円を追加し、歳入歳出66億5,546万4,000円とするものでございます。

第2条の債務負担行為の補正につきましては、60ページに記載のとおり、行政情報システム共同利用事業におけるシステム利用料につきまして、1、標準準拠システム分につきましては、令和7年度から12年度までの6年間で3億7,659万2,000円、2、自治体クラウド分につきましては、令和8年度から12年度までの5年間で1億7,

536万9,000円の範囲で債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

次に、第3条の地方債の補正につきましては、61ページに記載のとおり、多賀勤労者体育センターの解体事業における起債として4,940万円を限度として追加をお願いするものでございます。

それでは、補正内容につきまして、64ページ、歳入からご説明いたします。

50款国庫支出金では、中段、子ども・子育て支援法の改正に伴う対応経費への補助236万3,000円や補助金の増額内示に合わせた地域文化財総合活用推進事業補助金260万6,000円、国が実施する定額減税給付金に係る費用として地方創生臨時交付金4,762万8,000円など、合わせて5,304万円を受け入れるものでございます。

55款県支出金では、民生費で、私立なつめ保育園に係る物価高騰対策補助金の財源として13万6,000円を受け入れるものでございます。

65ページ、70款基金繰入金では、多賀勤労者体育センター解体に係る経費のうち、起債を除く財源充当として公共施設等維持管理基金より1,628万7,000円の繰入れを行い、75款繰越金2,147万5,000円は、今回の補正に要する一般財源分として充当するものでございます。

80款諸収入では、消防団員の退職報償分として84万9,000円、建物損害保険受入れとして27万7,000円、それぞれ歳出予算額の全額を財源として受け入れるものでございます。

85款町債につきましては、多賀勤労者体育センターの解体工事費の財源として、4,940万円をお願いするもので、普通交付税での財源措置としましては、後年度、元利償還金の50%が措置されるものでございます。

次に、歳出を説明いたします。66ページをお願いいたします。

10款総務費では、5目子ども・子育て支援法の改正により、令和8年度より役場職員の共済費につきまして、子ども・子育て支援納付金が追加されることから、職員給与システムの改修費として236万3,000円、また、7目定額減税給付金に係る経費として、事務補助員報酬などの事務費、給付金、合わせまして4,762万8,000円を追加計上させていただくものになります。給付対象者見込数は1,500人を想定しております。

25目財産管理費では、多賀勤労者体育センターの解体工事費用として、工事監理委託料、解体工事費を合わせまして6,568万7,000円をお願いするものでございます。

46目町制70周年事業費では、現在計画しております記念イベント等の経費について精査をしていく中で追加経費が必要となり、合わせて34万3,000円の追加をお願いするものでございます。

67ページ、10項徴税费では、会計年度任用職員の報酬等につきまして、7目の定

額給付金事業との予算の組替えを行うため、21万2,000円を減額するほか、新たに導入する税務標準化システムにおいて納付書等が正確に発行できるかどうかを確認するため、そのテスト印刷費用7万8,000円の追加をお願いするものでございます。

15款民生費、5項社会福祉費では、介護保険事業を担当しています職員が出産・育児休暇を取得するため、代替職員設置に係る経費として特別会計へ繰出金209万5,000円、障害者自立支援事業に係るシステム改修費74万1,000円、合わせて283万6,000円をお願いするものです。

68ページ、10項5目保育所費では、多賀ささゆり保育園の非常用照明30台分を更新するため、修繕料133万4,000円、私立なつめ保育園への物価高騰対応として27万4,000円、22日子育て支援費では、放課後児童クラブの受入れ児童数の増加により、指導員を2名増員いたしたく、放課後児童クラブ指導員派遣委託料382万円の追加をお願いするものです。

20項衛生費では、法改正により予防接種事業および母子保健事業におけるシステム改修が必要となり、133万7,000円の追加をお願いするものです。

25款農林水産業費、35目土地改良事業対策費では、富之尾地先にあります前野池において改修工事を実施しておりましたが、工事過程で漏水が確認され、追加改修工事が必要となったことから、544万7,000円をお願いするものです。

69ページ、10項林業費では、萱原区にあります森林資源活用センターの屋根修繕費用として27万7,000円をお願いするものです。

35款土木費では、従来より除雪事業で使用しております積雪計が経年劣化により故障、更新時期を迎えていることから、大岡地区、仏ヶ後地区の2か所の積雪計につきまして、更新工事を実施いたしたく663万3,000円をお願いするものです。

40款消防費では、令和6年度に退団されました多賀町消防団員1名分の退職報奨金について84万9,000円をお願いするものでございます。

45款教育費では、文化財保護活用事業におきまして、国からの補助内示額が当初予算を上回る増額内示を頂きましたので、必要経費を精査、増減し、計277万円の追加補正をお願いするものです。

以上、提案説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（菅森照雄君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第35号については、議長を除く9人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第35号は、9人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元の名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員はお手元の名簿のとおり選任することに決定しました。

予算特別委員会において、委員会条例第8条第2項の規定により、委員長および副委員長の互選をお願いいたします。なお、その結果を議長まで報告願います。

暫時休憩します。

再開は議場の時計で11時20分とします。

（午前11時10分 休憩）

（午前11時20分 再開）

○議長（菅森照雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、予算特別委員会の委員長および副委員長の報告がありましたので、発表いたします。委員長に8番、山口久男議員、副委員長に4番、近藤勇議員が選出されました。

なお、予算特別委員会は別紙の日程表により審査していただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

○議長（菅森照雄君） 日程第15 「議案第36号 令和7年度多賀町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

林福祉保健課長。

〔福祉保健課長 林優子君 登壇〕

○福祉保健課長（林優子君） 「議案第36号 令和7年度多賀町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」、ご説明申し上げます。

議案書71ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ209万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ8億8,295万8,000円とするものでございます。

今回の主な補正理由としましては、介護保険給付事務を担当する職員が出産育児休暇を取得するため、代替えの会計年度任用職員を採用したく、所要の補正をお願いするも

のでございます。

それでは、事項別明細書により、76ページの歳入からご説明させていただきます。

30款繰入金につきましては、一般会計からの事務費繰入金として209万5,000円を受け入れます。

続きまして、歳出についてご説明させていただきます。

5款総務費、一般管理費は、会計年度任用職員9か月分の報酬168万5,000円と期末勤勉手当を合わせて34万6,000円、交通費の費用弁償として旅費6万4,000円、これらを合わせまして、合計209万5,000円の増額補正をお願いするものです。

説明は以上です。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅森照雄君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第36号 令和7年度多賀町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菅森照雄君） ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

○議長（菅森照雄君） これで本日の議事日程は全て終了しました。

明日からの日程につきましては、別紙の会期日程表のとおり進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、再開は6月4日午前9時30分とし、一般質問を行います。

長時間にわたってご審議いただき、誠にありがとうございました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午前11時25分 散会）

多賀町議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

多賀町議会議長

多賀町議会議員

多賀町議会議員